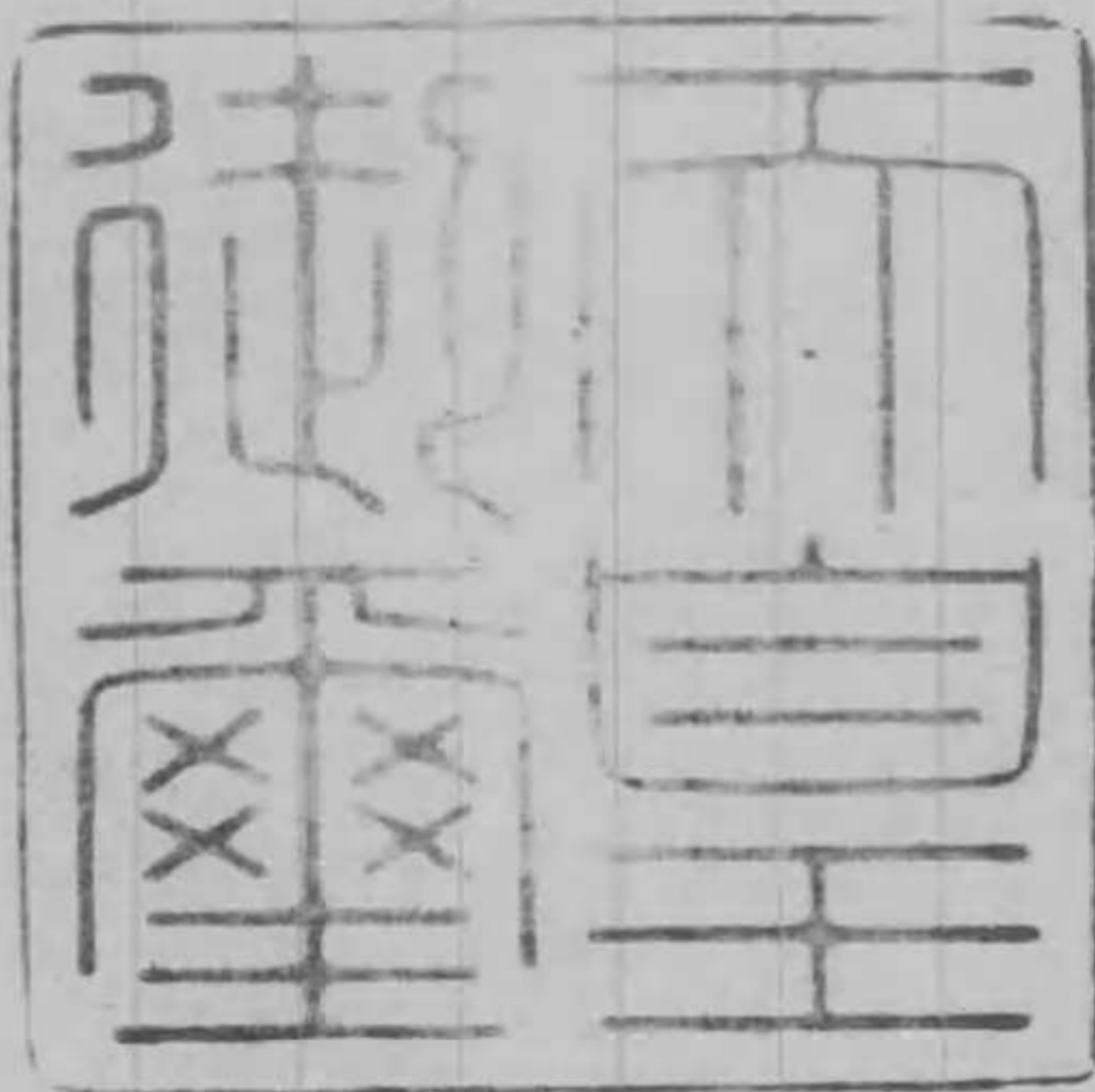


裕仁



鹿児島県大島郡十島村に関する国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の適用に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

内閣府 大臣 菅 義偉
鹿児島県 知事 藤田 隆
鹿児島県 大島郡 十島村 長 藤田 隆

昭和二十七年十月二十日

内閣総理大臣

吉田 友

政令第四百四十三号

鹿兒島県大島郡十島村に関する国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の適用に伴う経過措置に関する政令

省

内閣は、鹿兒島県大島郡十島村の区域に適用されるべき法令の暫定措置に関する政令（昭和二十六年政令第三百八十号）第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

歳

1 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第四百十二号。以下「法」という。）の規定は、鹿兒島県大島郡十島村に関する国家公務員法等の適用に関する政令（昭和二十七年政令第十六号。以下「国家公務員法等の適用政令」という。）本則第四号の場合においては、昭和二十一年一月二十八日において官署に在職していた者で、法が同日において鹿兒島県大島郡十島村（以下「十島村」という。）に適用されていたとした場合において法第二条に規定する職員として在職した者と

大

とした場合において法第二条に規定する職員として在職した者と

大 蔵 省

給付とみなして、その者について昭和二十一年七月一日以後給付事由の発生する退職手当から適用する。この場合において、その者の退職又は死亡により支給すべき退職手当の額の計算の基礎となる俸給月額とは、その者が昭和二十一年一月二十八日において受けていた俸給月額を基礎とし、国家公務員の給与水準の改訂に伴う給与に関する法律の規定を適用して改定した後の俸給月額とする。

法の規定は、国家公務員法等の適用政令本則第四号の場合において、昭和二十六年十二月五日以後昭和二十七年二月十日以前に十島村にある官署に勤務した者については、昭和二十六年十二月五日以後給付事由の発生する退職手当から適用する。

前項の規定の適用を受ける者が、昭和二十一年一月二十八日において官署に在職し、引き続き昭和二十六年十二月四日までの間、十島村において勤務する琉球諸島民政府又はその機関の職員

大 蔵 省

昭和二十一年七月一日以後給付事由の発生する退職手当から適用する。この場合において、その者の退職又は死亡により支給すべき退職手当の額の計算の基礎となる俸給月額とは、その者が昭和二十一年一月二十八日において受けていた俸給月額を基礎とし、国家公務員の給与水準の改訂に伴う給与に関する法律の規定を適用して改定した後の俸給月額とする。

法の規定は、国家公務員法等の適用政令本則第四号の場合において、昭和二十六年十二月五日以後昭和二十七年二月十日以前に十島村にある官署に勤務した者については、昭和二十六年十二月五日以後給付事由の発生する退職手当から適用する。

前項の規定の適用を受ける者が、昭和二十一年一月二十八日において官署に在職し、引き続き昭和二十六年十二月四日までの間、十島村において勤務する琉球諸島民政府又はその機関の職員

大 薙 音

Vertical columns of small characters, likely a calendar or administrative record, starting with '大 薙 音' at the top.

内閣総理大臣
吉田 友

法務大臣
木村篤太郎

外務大臣
岡崎勝男

大藏大臣
池田勇人

文部大臣
尾崎士郎

内閣

厚生大臣	吉武五希
農林大臣	渡辺武洋
通商産業大臣	三橋虎太郎
運輸大臣	村上義一
郵政大臣	佐藤栄作

内閣

支那大臣	高橋是清
大藏大臣	成田寛行
外務大臣	岡田英介
文部大臣	木村徳三
内閣総理大臣	佐藤栄作

内閣

内閣

陸軍大臣

大角岑生

海軍大臣

林銑六

逓信大臣

小幡虎四郎

農林大臣

齋藤實

學務大臣

吉田忠房

労働大臣

吉成五郎

建設大臣

野田卯一

内閣